

廃棄物の最終処分場に係る農地転用の取扱いについて

平成24年3月26日 農政第456号
栃木県農政部長通知

農地を利用した一般廃棄物及び産業廃棄物を埋め立てる場合の農地転用の取扱いについては、これまで「農地を利用した廃棄物の埋立てに係る農地転用の取扱いについて」（昭和54年6月15日農政第154号）に基づき判断していたところである。しかしながら、近年の社会情勢の変化や廃棄物関係法令の規制強化に伴い、一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立処分を行うための施設（以下「廃棄物の最終処分場」という。）の稼働期間が長期化する傾向にあり、農地の一時転用で許可期間の制限を行うことが実情に即さなくなっている。また、農地転用許可基準の法令化や厳格化に伴い、これまで以上に法令の基準に沿った運用を行うことが求められている。

このような課題に的確に対応するため、今回下記のとおり「廃棄物の最終処分場に係る農地転用の取扱い」を定めたので、この事務処理に当たっては、関係機関との緊密な連携を図りながら適正な運用の確保に努められたい。

なお、「農地を利用した廃棄物の埋立てに係る農地転用の取扱いについて」（昭和54年6月15日農政第154号）は廃止する。

記

- 1 廃棄物の最終処分場に係る農地転用はこれまで「一時転用」に限定して処分する取扱いとしていたところであるが、「農地復元が条件でない農地転用（以下「恒久転用」という。）」として取り扱うことも可能とする。
- 2 「一時転用」による農地の転用期間は3年以内とし、許可期間内に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第9条第5項又は第15条の2の6第3項において読み替える最終処分場の廃止に伴う手続きを行うことができる見込みがあるものについてのみ認められることができる。
- 3 農地転用の審査にあたっては、農地転用許可基準に照らし判断を行うこととする。例えば、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）」による農用地区域内の農地は不許可となる。また、農地転用許可基準における「甲種農地」又は「第一種農地」にあつては原則不許可となる。
- 4 「一時転用」による申請以外の場合においては、移転される権利の種類を問わないものとする。
- 5 廃棄物の最終処分場に係る農地転用許可申請の処理に当たっては、関係機関と相互に連絡調整を行い、関係他法令の許可等の見込みがある場合にのみ許可するものとする。設置される処分場の種類に関わらず、廃棄物の処理規制上問題のないことを確認できるもののみ、許可するものとする。
- 6 廃棄物の最終処分場に係る農地転用許可申請書を提出することができるのは、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」第26条第1項に基づく廃棄物の最終処分場設置に係る事前協議の終了を確認した後とする。
- 7 周辺農地に係る営農条件に支障が生じない被害防除措置について、関係機関と十分調整を図るものとする。なお、この判断に当たっては、環境関係法令（廃棄物処理法等）その他関係法令等の審査内容等の状況も参考とすること。

8 廃棄物の最終処分場に係る農地転用許可申請書には、「栃木県農地法関係事務処理の手引き」に掲げる添付書類のほか、次の書類を添付させるものとする。

(1) 次の事項を明確にした事業計画書

- ① 土地の具体的選定理由
- ② 廃棄物の種類
- ③ 廃棄物の種類ごとの取扱量及び排出事業所
- ④ 搬入方法及び具体的な搬入経路
- ⑤ 計画搬入量（日量、月量）
- ⑥ 埋立処分の全体計画がある場合はその概要
- ⑦ 復元後の土地利用方法
- ⑧ 周辺農地への被害防除措置の詳細
- ⑨ 排水処理方法
- ⑩ 廃棄物処理施設に係る事業実績

(2) 最終処分場の埋立工程表

(3) 以下の書類の写し

- ① 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」第26条第2項に基づく事前協議終了通知書
- ② 一般廃棄物処分業許可証又は産業廃棄物処分業許可証（ただし、新規参入業者の場合にはこの限りではない）

(4) (社)栃木県産業廃棄物協会の保証書（ただし、一時転用の場合に限る）

9 「恒久転用」の場合における工事完了時期については、廃棄物処理法第8条の2第5項又は第15条の2第5項に基づく使用前検査の完了後とし、工事完了報告書の提出に当たっては同法に基づく完了通知の写しを添付する。

10 この取扱いは平成24年3月26日以降に許可しようとするものについて適用する。